

白鷗大学鷗友会準会員資格取得報奨基準

第1条 鷗友会準会員資格取得報奨規程第3条に基づき、支援の基準を定めるものとする。

第2条 支援の基準は、白鷗大学が実施する『白鷗大学資格等取得報奨金制度』に準じる。

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。グレードに関しては、別途『白鷗大学資格等取得報奨金制度 対象資格・報奨金一覧』で確認すること。

グレードⅠ 2万円分の金券

グレードⅡ 1万円分の金券

附 則 この支援基準は、令和7年4月1日から施行する。